

葉山清寿苑 短期入所サービスセンター
【利用料金表】

《 料金表の見方 》

- ※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分の10.33を乗じて、介護保険分の9割又は8割又は7割を引いた額の1割分又は2割分又は3割分を 利用者負担額としている為、誤差が生じることがございます。
- ※ 葉山清寿苑短期入所サービスセンターでは加算額(1日)欄に関してはすべての利用者が対象となります。
但し、施設の体制により随時加算が変更となる場合がある為、詳細は提供票及び請求書でご確認下さい。
- ※ その他の加算額(個別)につきましては対象の方に算定させていただきます。

介護サービス費

(1)基本料金 令和4年10月1日

項目		金額と単位数				
基本額 (1日)		併設短期生活	個室		多床室	
			円	単位	円	単位
		要支援 1	¥4,607	446	¥4,607	446
		要支援 2	¥5,733	555	¥5,733	555
		要介護 1	¥6,157	596	¥6,157	596
		要介護 2	¥6,869	665	¥6,869	665
		要介護 3	¥7,613	737	¥7,613	737
		要介護 4	¥8,326	806	¥8,326	806
		要介護 5	¥9,028	874	¥9,028	874

(2)加算料金等

加算額 (1日)	○は現在 算定中	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	円	単位	内容の説明
			¥227	22	介護福祉士の占める割合が80%以上または勤続10年の介護福祉士が35%以上
			¥185	18	介護福祉士の占める割合が60%以上
			¥61	6	介護福祉士の占める割合が50%以上または常勤職員75%以上等
			¥41	4	常勤看護師を1名以上配置。
			¥82	8	入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上。
			¥134	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数以上配置。
			¥165	16	夜勤体制加算 (Ⅰ) +看護職員又は特定行為登録者を1名以上配置
			基本額+加算額の総単位数×8.3%		
			基本額+加算額の総単位数×2.3%		
その他の 加算額 (個別)	○は現在 算定中	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本額+加算額の総単位数×2.7%		
			基本額+加算額の総単位数×2.7%		
			基本額+加算額の総単位数×1.6%		
			機能訓練指導体制加算	¥123 12	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の配置が基準以上。
			○長期利用者の基本報酬適正化	△¥309 △30	連続して30日を超えて入所している場合減算を行う。
			○緊急短期入所受入加算	¥929 90	計画にない緊急的な短期入所を行った場合7日(14日)を限度。
			○送迎加算※片道	¥1,900 184	居宅と事業所との間の送迎を利用した場合。
			若年性認知症入所者受入加算	¥1,239 120	若年性認知症を受け入れた場合。
			認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥2,066 200	医師が認知症状を認め施設入所の必要を判断した場合7日を限度に加算。
			療養食加算	¥82 8/1食	主治の医師より発行された食事せんに基づく療養食の提供等。
○は現在 算定中	体制により 変更になる 可能性あり	在宅中重度者受入加算※要介護のみ			指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合。
			※「看護体制加算Ⅰ」算定あり	¥4,348 421	
			※「看護体制加算Ⅱ」算定あり	¥4,307 417	
			※「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」算定あり	¥4,266 413	
			※「看護体制加算」算定なし	¥4,390 425	
			医療連携強化加算	¥599 58	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視を定める
			個別機能訓練加算	¥578 56	専従の機能訓練指導員を1名以上配置していること。
			生活機能向上連携加算	¥1,033 100	PTから助言を受け個別機能訓練計画を作成、目標に応じた適切な対応
			生活機能向上連携加算	¥2,066 200	PTが訪問してリハビリを実施且つ個別機能訓練加算を算定
			認知症ケア専門加算(Ⅰ)/日	¥30 3	定められた認知症専門研修終了者と定期的なチーム会議
			認知症ケア専門加算(Ⅱ)/日	¥41 4	上記に加え指導者研修終了者+研修計画の作成と実施

□その他の費用

(1)「食費」及び「居住費」(1日当たりの金額、全額自己負担)

負担限度額認定			居住費(円)		食費(円)/日※
詳細は各市区町村介護保険課までお問い合わせ下さい。			多床室	個室	
第1段階	全世帯員が 市民税 非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	320	300
第2段階		課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下	370	420	600
第3段階①		課税年金収入＋合計所得金額が80万円超120万円以下	370	820	1000
第3段階②		課税年金収入＋合計所得金額が120万円超	370	820	1300
第4段階	上記以外の方		1040	1,540	1,550

- ※第1～3段階の食費について、食数に係らず自己負担上限は上記表の通りとなります(下回る場合はその分のみ)。
- ※第4段階の食費は、朝食370円、昼食650円、おやつ50円、夕食480円となります。

(2)運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

サービス内容	利用料金	内容の説明
送迎費用(1回)	事業所より利用者宅まで往復(5km以内1,400円、10km以内2,800円、これ以上の場合は、1kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする。)	利用者の希望による実施地域以外からの送迎
日用品費	かかる費用の実費	利用者の希望で施設が提供した場合(持参の場合は無料)
教養娯楽費 (外出行事)	1,000円(1行事につき)	利用者の選択による外出行事 (菖蒲園、みかん狩り外出等)
(クラブ活動参加費)	材料実費代	(利用者の選択によるクラブ活動)
理美容代	かかる費用の実費	利用者の希望による
特別な食事	かかる費用の実費	利用者の希望による食事を提供した場合

(3)通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

項目	金額	内容の説明
電気代(日額)	テレビ代 30円 その他の電気製品 30円	利用者の希望で居室内に設置した場
通院介助	交通費実費(公共交通機関及びタクシー使用等) 施設車両使用の場合は、往復5Km以内1,400円、10Km以内2,800円(これ以上の場合は1Kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする) 片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます。	利用者の希望する病院への通院(受診)
外出介助(送迎含む)	通院介助に同じ	利用者の希望する外出介助

介護サービス費の自己負担額の概算式 (例)

介護度	要介護5	部屋の種別	個室(単位)	負担限度額の段階	第4段階
-----	------	-------	--------	----------	------

単位		1日		1日に当たり(単位)	
基本額	874	×	1	=	874
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	18	×	1	=	18
夜勤職員配置加算(Ⅰ) ※要介護のみ	13	×	1	=	13
送迎加算 ※片道	184	×	1	=	184
看護体制加算(Ⅰ) ※要介護の方で併設入所居室利用の場合	4	×	1	=	4
看護体制加算(Ⅱ) ※要介護の方で併設入所居室利用の場合	8	×	1	=	8
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1089	×	0.083	=	90 → 介護サービス費の合計単位 (処遇改善加算の乗率)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1089	×	0.027	=	29 → 介護サービス費の合計単位 (特定処遇改善加算の乗率)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1089	×	0.016	=	17 → 介護サービス費の合計単位 (特定処遇改善加算の乗率)
合計単位数					1,237

1,237 × 10.33 × 0.1 = ￥ 1,278
0.2 = ￥ 2,556
0.3 = ￥ 3,833
(地域加算区分)(自己負担割合) (自己負担金)

自己負担金は保険負担分を引いた1割または2割、3割負担となるため上記計算と誤差が生じる場合があります。
ご利用料金はこの介護サービス費に上記室料と食費の日数分の合計になります。
居住費と食費は負担限度額により変わります。その他の費用(1)をご参照ください。

令和4年10月1日 改定